（書式に関する経過措置）

第三条　別表第三㈣の改正規定（附則第一条第三号（施行期日）に規定する同表の改正規定に限る。）による改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）別表第三㈣に定める書式は、平成二十四年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号。以下「改正法」という。）第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第二百二十条（源泉徴収に係る所得税の納付手続）の規定により添付する同条に規定する計算書について適用し、同日前に改正法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第二百二十条（源泉徴収に係る所得税の納付手続）の規定により添付した同条に規定する計算書については、なお従前の例による。

2　新規則別表第四㈠に定める書式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第二百二十四条第二項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）の規定により提出する同項に規定する告知書について適用し、施行日前に旧法第二百二十四条第二項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）の規定により提出した同項に規定する告知書については、なお従前の例による。

3　新規則別表第五㈠及び別表第五㈣に定める書式は、施行日以後に新法第二百二十五条第一項（支払調書）の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、施行日前に旧法第二百二十五条第一項（支払調書）の規定により提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。

4　別表第五三十一の改正規定（附則第一条第二号に規定する同表の改正規定に限る。）による新規則別表第五三十一に定める書式は、平成二十三年一月一日以後に新法第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に旧法第二百二十五条第一項の規定により提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。

5　別表第五三十一の改正規定（附則第一条第四号に規定する同表の改正規定に限る。）による新規則別表第五三十一に定める書式は、同号に定める日以後に新法第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に旧法第二百二十五条第一項の規定により提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。

6　別表第六㈠の改正規定（附則第一条第二号に規定する同表の改正規定に限る。）による新規則別表第六㈠に定める書式は、平成二十三年一月一日以後に新法第二百二十六条第一項（源泉徴収票）の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に旧法第二百二十六条第一項（源泉徴収票）の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第一項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

7　別表第六㈠の改正規定（附則第一条第三号に規定する同表の改正規定に限る。）による新規則別表第六㈠に定める書式は、平成二十四年一月一日以後に新法第二百二十六条第一項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に旧法第二百二十六条第一項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第一項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

8　新規則別表第六㈢に定める書式は、平成二十三年一月一日以後に新法第二百二十六条第三項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第三項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に旧法第二百二十六条第三項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第三項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

9　前各項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める計算書、告知書、調書又は源泉徴収票に、新規則別表第三㈣、別表第四㈠、別表第五㈠、別表第五㈣、別表第五三十一、別表第六㈠及び別表第六㈢に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「証明事項等）中「地震保険料に係る法第七十七条第一項（地震保険料控除）に規定する損害保険契約等」とあるのは「地震保険料等に係る所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第十条第二項第一号（地震保険料控除に関する経過措置）」を「証明事項等）中「法第七十七条第一項（地震保険料控除）」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号。以下「平成十八年改正法」という。）附則第十条第二項第一号（地震保険料控除に関する経過措置）」と、「地震保険料に係る同条第二項に規定する損害保険契約等」とあるのは「地震保険料等に係る同号」に、「同項に規定する地震保険料」を「同条第一項に規定する地震保険料」に、「「第七十七条」とあるのは「第七十六条」と、「の規定」とあるのは「並びに所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号。次項において「改正法」という。）附則第十条第二項（地震保険料控除に関する経過措置）の規定」を「「第七十七条まで」とあるのは「第七十七条（平成十八年改正法附則第十条第二項（地震保険料控除に関する経過措置）の規定により適用される場合を含む。）まで」に、「同条第二項中「第七十七条」とあるのは「第七十六条」と、「の規定」とあるのは「並びに改正法附則第十条第二項の規定」を「同条第二項中「第七十七条まで」とあるのは「第七十七条（平成十八年改正法附則第十条第二項の規定により適用される場合を含む。）まで」に、「第七十五条第六号」を「第七十五条第九号」に、「とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）」を「とあるのは「平成十八年改正法」に、「第七十六条第三号」を「第七十六条第六項」に、「証明する事項）中「地震保険料に係る法第七十七条第一項（地震保険料控除）に規定する損害保険契約等」とあるのは「地震保険料等に係る所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）」を「証明する事項）中「地震保険料に係る法第七十七条第二項（地震保険料控除）に規定する損害保険契約等」とあるのは「地震保険料等に係る平成十八年改正法」に、「第九十三条第一項第八号」を「第九十三条第一項第九号」に、「まで（社会保険料控除等）」とあるのは「第七十六条まで（社会保険料控除等）及び所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第十条第二項（地震保険料控除に関する経過措置）」を「まで」とあるのは「第七十七条（平成十八年改正法附則第十条第二項（地震保険料控除に関する経過措置）の規定により適用される場合を含む。）まで」に改める。

○財務省令第十三号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第五十一号）の施行に伴い、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　直人